

外来化学療法室における急変時対応の指針

1. 基本理念

外来化学療法室では安全かつ確実な化学療法を実施することが求められる。化学療法中はアナフィラキシーショックやインフュージョンリアクション、その他の原因により患者の状態が急変する可能性があるため、鳥取県立厚生病院は、本指針に従い迅速かつ適切な急変時対応に取り組んでいる

2. 本指針の策定、改訂について

本指針は、院内がん化学療法委員会において策定した。本指針の改訂は、院内がん化学療法委員会の決定により行う

3. 外来化学療法室における急変時対応について

1) 急変時の連絡

- (1) 外来化学療法室で急変事例が発生した場合は、速やかに担当医に連絡する
- (2) 患者の状態によっては、「ドクター・ハリー」コールをする

2) 急変時の対応

急変時は速やかに治療を中断し、「急変時対応フローチャート」(別紙)に沿って対応する

3) 回復後の対応

主治医の判断と指示により、帰宅または経過観察入院とする

4. 外来化学療法室における急変時の情報共有について

急変事例発生時、外来化学療法室看護師は、がん相談支援センター副センター長(師長)に報告する

※がん相談支援センター副センター長不在時は、患者支援地域連携センター長に報告

5. 外来化学療法室における急変時対応のための研修について

急変時に迅速かつ適切な対応ができるように、急変時対応研修を少なくとも年1回行う

文責：外来化学療法室